

八千代市生ごみ処理容器等購入費補助金について

ごみの減量化に関心を持ってもらい、家庭から出る生ごみを減量するために、生ごみ処理容器等を購入する市民を対象として、購入費の一部を補助します。



1. 補助の対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方
 - ・申請の日から過去5年の間に八千代市生ごみ処理容器等補助金（旧八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金）の交付を受けたことのない方
- ※下記3の（1）のコンポスト容器、EM容器、減容化容器については、規定する基数の範囲内であれば、同一年度でなくとも申請可能

2. 補助対象となる容器等

（1）生ごみ処理容器

①コンポスト容器

土中の微生物または小動物の活動を利用して、生ごみを発酵させることにより、たい肥化するもの

②EM容器

生ごみに発酵資材（ぼかし）を入れることにより、微生物の活動を促進させて、たい肥化するもの

③減容化容器

黒土に含まれる微生物の活動を利用して、生ごみを分解し、減量化または消滅させるもの

（2）生ごみ処理機

生ごみを機械的に水分除去し、または分解してその容量を減少させて、たい肥化するもの

3. 補助金額及び基数

（1）生ごみ処理容器（コンポスト容器、EM容器、減容化容器）

1基の購入価格（消費税を除く）の6割とし、3,000円が上限

5年につき同一世帯2基まで（基数の範囲内であれば同一年度でなくとも申請可能）

(2) 電気式生ごみ処理機

購入価格（消費税を除く）の6割とし、20,000円が上限

5年につき同一世帯1基まで

※1基ごとに10円未満は切り捨て

4. 補助金交付までの流れ

(1) 交付申請

容器等を購入する前にクリーン推進課へ「生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書」（第1号様式）を提出してください。申請は郵送でも可能ですが、書類に不備があった場合、手続きに時間がかかる場合があります。

既に購入済みの容器等は補助対象外です。

【申請書の作成に必要な情報】

- ・購入予定の容器等の内容

製造元、機種（型番）、容量・処理能力、販売価格（購入予定店での消費税を除いた額）、補助金交付申請額とその算出基礎

【添付書類】

- ・購入予定の容器等の製品カタログ等の写し

店舗で配布されたもの、インターネットなどから印刷したものなどで製品の型番、規格、販売価格、写真が確認できるもの

【注意事項】

- ・購入店の指定はありません。
- ・補助対象となる容器等に該当するのかわ確認するため、カタログ・取扱い説明書等の内容が分かるものを申請時に提出して下さい。
- ・生ごみ処理容器（コンポスト・EM・減容化容器）と生ごみ処理機の併用は不可となります。
- ・インターネットの店舗で購入する場合は、価格の変動にご注意下さい。
- ・設置費用や送料、付属品などの本体以外のものは補助対象外となります。付属品などと一緒に購入された場合、本体価格のみを確認できる領収書などが必要となります。確認できない場合は、補助金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- ・販売店等のポイント制度などを利用して取得された金額分は、補助の対象から差し引かれます。
- ・中古品・転売品（オークション等）・自主制作品（材料費含む）・事業所で使用する目的で購入される容器等は、補助対象外となります。
- ・市は容器等の保証やアフターサービスは行いません。購入前に販売店等で

十分ご確認ください。

- ・申請書に記載する申請者氏名、設置報告書提出時に添付する領収書の宛名、交付請求書に記載する振込先の口座名義の氏名は同一にしてください。

交付申請書を受理後、補助対象となるか審査を行います。（書類の不備がない場合で10日～14日程度要します）

(2) 交付決定通知

審査が完了し、補助対象と認めたものについては、クリーン推進課から「生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書」（第2号様式）を送付します。

(3) 購入

(2)の交付決定通知書に記載されている容器等の内容が購入予定の容器等の内容と一致しているか必ず確認のうえ、購入して下さい。

購入予定の容器等の販売価格が交付申請時から変動し、補助金交付申請額が変動する場合、購入する容器等を別の容器等に変更する場合、容器等の購入を取り止める場合は別途書類の提出が必要となります。下記表に該当する場合やその他変更等が発生した場合は、必ずクリーン推進課にお問い合わせ下さい。

項目		手続き内容
購入価格のみを変更する場合	購入価格の増加による交付決定額の増加	変更交付申請書を提出し、変更交付決定通知後に購入
	購入価格の減少による交付決定額の減額	当初の申請内容のとおり購入
購入内容を変更する場合		<u>購入額の増減に関わらず</u> 変更交付申請書を提出し、変更交付決定通知後に購入
購入を取り止めた場合		交付申請取下届を提出

※変更交付申請書…生ごみ処理容器等購入費補助金変更交付申請書

※交付申請取下届…生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請取下届

(4) 設置報告書・交付請求書の提出

容器等を購入後、クリーン推進課に「生ごみ処理容器等購入設置報告書」（第3号様式）を提出してください。

【必要な情報】

- ①印鑑（交付請求書のみ）
- ②購入した容器等の内容
製造元、機種（型番）、容量・処理能力、購入金額（購入店での消費税を除いた額）、購入店名、購入年月日
- ③容器等を設置したことが確認できる写真（複数設置した場合は全ての写真が必要）
- ④容器等を購入したことを証明する領収書などの写し

【注意事項】

- ・補助金交付決定通知書受領後、速やかに容器等を購入し、交付決定日（交付決定通知書の日付）から2ヶ月以内にクリーン推進課へ報告してください（事情により遅れる場合はご連絡ください）ただし、年度末については3月末日までの報告となります。（3月末日が休日の場合はその前日まで）

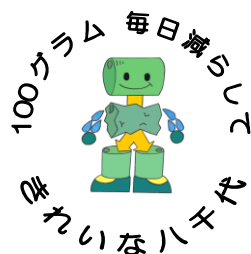
（5）補助金の交付

概ね請求書の提出から1か月程度で指定口座に振り込まれます。

5. その他の主な注意事項

- ・使用状況について、後日、アンケートにご協力いただく場合があります。
- ・補助金の予算に限りがあるため、年度の途中で終了する場合があります。その際は、ホームページでお知らせをします。
- ・その他、ご不明な点はお問い合わせください。

[問い合わせ先]八千代市経済環境部クリーン推進課
八千代市大和田新田312-5
TEL 047-421-6768



八千代市ごみ減量キャラクター
再くるくん